

早期退職に係る募集実施要項

令和元年10月18日

人事院事務総長

今般、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する行政職俸給表（一）、専門スタッフ職俸給表又は指定職俸給表の適用を受ける職員で、令和2年3月31日において「勤続20年以上（国家公務員退職手当法第7条の規定の計算による。）」かつ「45歳以上」のもの。（応募することができない職員については、注1参照。）

2 募集人数

5名（応募上限数10名）

3 募集の期間（約3週間）

令和元年10月25日（金）午前10時から

令和元年11月15日（金）午後5時まで

ただし、応募した職員の数が応募上限数である10名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、直ちに周知する。また、募集人数に応募が達しないこと等により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和2年3月31日（火）

※ 応募者に対する認定を行った後に生じた事情により、応募者が退職すべき期日に退職することで職務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、事務総長は、応募者にその旨及びその理由を明示し、応募者の同意を得て、公務の能

率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を繰り上げ又は繰り下げることができるものとする。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 6 の担当宛に電子メールで提出する。
- (2) 事務総長は、応募による退職が予定されている職員である旨の認定又はそれに該当しない旨の不認定の決定を行い、当該決定について職員に対し令和元年11月29日（金）までに、それぞれ「認定通知書」（別記様式第三）又は「不認定通知書」（別記様式第四）により通知する。（不認定となる場合については、注 2 参照。）
- (3) 応募申請書を提出した職員が、応募申請を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」と同様の方法で提出する。

6 本件に関する担当（問合せ先）

人事課人事班 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

[REDACTED]

E-mail [REDACTED]

[REDACTED]

以 上

注1 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和元年10月25日（募集開始日）において国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年10月25日から令和元年11月15日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた職員

注2 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後、懲戒処分又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に対する懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。）を受けた場合
- (3) 応募者が、上記(2)の懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると事務総長が認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると事務総長が認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者数が募集人数5名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する認定をする者の数を募集する人数の範囲内に制限するために必要な方法」による場合

国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する認定を
する者の数を募集する人数の範囲内に制限するために必要な方法

令和元年10月18日

人事院事務総長

応募者数が募集人数を超えた場合においては、下記の方法により認定する者の数を募集人数の範囲内に制限する。

記

- 1 募集人数は5名とし、応募受付人数の上限は10名とする。
- 2 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- 3 11番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- 4 募集実施要項注2の(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が5名を超える場合には、上記2のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

以 上